

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 市内体制

① 中心市街地活性化を担当する組織

中心市街地活性化の推進に関し、前計画策定時から引き続き商工観光課が担当し、市内全体の総合計画等を担当する総合政策課や、都市マスタープランや立地適正化計画を担当する建設課を中心とした各課と連携した取り組みを行ってきた。

② 中心市街地活性化市内検討会議

市内における中心市街地活性化に向けた検討をおこなうため、「中心市街地活性化市内検討会議」を開催し、関係各課との施策の整合性や中心市街地の活性化について検討を進めると同時に、長井市中心市街地活性化協議会への議題の検討を行った。

○長井市中心市街地活性化市内検討会議 開催経過

開催日	内容
平成30年11月2日	・前計画の進捗状況について ・次期計画の策定について
令和元年8月9日	・次期計画策定について ・スケジュールについて
令和元年12月2日	・計画概要について
令和2年6月1日	・計画概要について

○構成員

メンバー	総務参事
	厚生参事
	建設参事
	教育参事
	総合政策課長
	建設課長
	公共施設整備課長
	地域づくり推進課長
	産業活力推進課長
	文化生涯学習課長
事務局	産業参事
	商工観光課長

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 長井市中心市街地活性化協議会の概要

「長井市中心市街地活性化基本計画」策定にあたり、総合的な観点に立ち地域の多様な関係者の合意形成を図りながら、長井市の社会的、文化的、経済的活動の中心たるべき魅力溢れる中心市街地を形成するための市民協議の場として、長井商工会議所及び（一財）置賜地域地場産業振興センターが設置主体となり、平成 26 年 7 月 29 日に長井市中心市街地活性化協議会を設立した。

中心市街地活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 51 条第 1 項の規程に基づき、平成 26 年 7 月 24 日付で（一財）置賜地域地場産業振興センターを中心市街地整備推進機構として指定した。

- ・ 設立日：平成 26 年 7 月 29 日（金）
- ・ 名 称：長井市中心市街地活性化協議会
- ・ 会 長：長井商工会議所 会頭 横澤 泰雄
- ・ 構成員（令和 2 年 12 月現在）

- ① 法第 15 条 1 項 1 号に該当する団体
→ （一財）置賜地域地場産業振興センター（中心市街地整備推進機構）
- ② 法第 15 条 1 項 2 号に該当する団体
→ 長井商工会議所
- ③ 法第 15 条 4 項に該当する団体 （株）タスパークホテルほか 8 団体
- ④ 法第 15 条 8 項に該当する団体 長井市観光協会ほか 21 団体
- ⑤ 法第 15 条 7 項に該当する団体 東北経済産業局ほか 5 団体

(2) 長井市中心市街地活性化協議会の開催経過

開催日	内容
平成 26 年 7 月 29 日	中心市街地活性化協議会設立総会 ・ 協議会規約（案）の承認 ・ 協議会構成員（案）の承認 ・ 協議会役員を選任
平成 26 年 9 月 12 日	第 2 回 中心市街地活性化協議会 ・ 構成員の追加について ・ 幹事会等の設置及び構成について ・ 長井市中心市街地活性化基本計画の策定状況について
平成 26 年 9 月 25～26 日	中心市街地活性化協議会 専門部会 ・ 賑わい創出部会、商業活性化部会、都市福利向上部会
平成 26 年 9 月 30 日	中心市街地活性化協議会 第 1 回 幹事会 ・ 各部会からの意見集約及び検討
平成 26 年 10 月 10 日	第 3 回 中心市街地活性化協議会 ・ 長井市中心市街地活性化基本計画（案）に対する各部会及び幹事会の意見集約について ・ 基調講演：福地雅人氏（（株）仲見世 代表取締役社長）
平成 27 年 5 月 13 日	第 4 回 中心市街地活性化協議会 ・ 平成 26 年度事業報告及び平成 27 年度事業計画（案）について ・ 長井市中心市街地活性化基本計画（案）の策定状況 ・ 構成員及びアドバイザーの変更 ・ 基調講演：熊川康弘氏（経済産業省中心市街地活性化室長）
平成 27 年 9 月 1 日	第 5 回 中心市街地活性化協議会 ・ 中心市街地活性化基本計画（案）におけるコンセプト、基本方針及び目標指標、目標達成に向けた事業の検討について

平成 27 年 9 月 28 日	<p>中心市街地活性化協議会 第 2 回 幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画（案）の検討
平成 27 年 11 月 5 日	<p>第 6 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画（案）の検討
平成 28 年 1 月 22 日	<p>第 7 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見集約
平成 28 年 5 月 25 日	<p>第 8 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度事業報告、収支決算について ・ 平成 28 年度事業計画、収支予算について ・ 協議会構成員について
平成 29 年 1 月 27 日	<p>第 9 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員並びにアドバイザーの変更について ・ 歩行者通行量調査の結果について ・ 次回の開催日程について ・ 経済産業省の支援施策について ・ 講演会 「白河市中心市街地活性化基本計画と楽市白河の取り組みについて」 講師：(株)楽市白河 取締役 古川直文 氏
平成 29 年 5 月 9 日	<p>第 10 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度事業報告、収支決算について ・ 平成 29 年度事業計画、収支予算について ・ 基本計画の取り組みに対する意見について
平成 29 年 12 月 12 日	<p>第 11 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の変更申請（案）について
平成 30 年 3 月 8 日	<p>第 12 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会 「関西各地における中心市街地活性化－テナントミックス事業を中心に－」 講師：(株)Localize 代表取締役 庄田健助 氏 「株式会社まちづくり柏原と兵庫県丹波市の中心市街地活性化の取り組みについて」 講師：(株)まちづくり柏原 取締役 土田光一 氏
平成 30 年 5 月 2 日	<p>第 13 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度事業報告、収支決算について ・ 平成 30 年度事業計画、収支予算について ・ 中心市街地活性化協議会構成員について ・ 基本計画の取り組みに対する意見について ・ 講和「地域資源とまちづくり」 講師：山形大学 教授 下平裕之 氏
平成 30 年 12 月 27 日	<p>第 14 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の変更申請（案）について ・ 情報提供「長井市立地適正化計画、都市再生整備計画について」
平成 31 年 3 月 6 日	<p>第 15 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会 「まちづくりの“意味”の再確認と身近な実践例の紹介」 講師：独立行政法人 中小企業基盤整備機構 東北本部 地域振興課長 松沢亨 氏
令和元年 5 月 7 日	<p>第 16 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度事業報告、収支決算について ・ 令和元年度事業計画、収支予算について ・ 中心市街地活性化協議会構成員について ・ 基本計画の取り組みに対する意見について

令和元年 10 月 23 日	<p>第 17 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期基本計画について ・ 講演会 「山形市の中心市街地活性化の取り組み」 講師：山形市商工観光部山形ブランド推進課 街なか・商業グループ 池野晃央 氏 岩瀬智一 氏
令和 2 年 5 月（書面決議）	<p>第 18 回 中心市街地活性化協議会</p>
令和 2 年 8 月 27 日	<p>第 19 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度事業報告、収支決算について ・ 令和 2 年度事業計画、収支予算について ・ 中心市街地活性化協議会構成員について ・ 次期基本計画の取り組み概要について
令和 2 年 12 月 10 日	<p>第 20 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期長井市中心市街地活性化基本計画（案）について ・ 本協議会からの意見書について
令和 3 年 5 月 17 日	<p>第 21 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度事業報告、収支決算について ・ 令和 3 年度事業計画、収支予算について ・ 中心市街地活性化協議会構成員の変更について ・ 基本計画の取り組みに対する意見について
令和 3 年 12 月 27 日	<p>第 22 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の変更申請（案）について

(3) 長井市中心市街地活性化協議会構成員名簿 (令和3年12月現在)

【委員】

No.	区分	法令根拠	所属機関	機関役職	協議会役	
1	経済活力向上	15条1項	長井商工会議所	会頭	会長	
2				副会頭	副会長	
3				常議員		
4				常議員		
5				常議員		
6				専務理事		
7	都市機能増進		(一財)置賜地域地場産業振興センター	理事長	副会長	
8	商業活性化	15条4項	(株)タスパークホテル	代表取締役		
9			本町大通り商店街振興組合	理事長		
10			あらまち商店会	会長		
11			長井中央商店街振興会	会長		
12			大町通り商店街	会長		
13			高野町商店会	会長		
14			長井市地区長連合会	会長		
15			認定計画関係	俺たちの(株)楽街	代表取締役	
16				(一社)やまがたアルカディア観光局	理事長	
17			市町村	長井市	総務参事	
18	建設参事					
19	産業参事					
22	観光	15条8項	長井市観光協会	会長	監事	
23	地域経済		(公社)長井青年会議所	理事長		
24			長井銀行会	会長	監事	
25			山形中央信用組合	専務理事		
26			長井商工会議所女性会	会長		
27			(株)ヤマコー	代表取締役社長		
28			(株)マツキ	代表取締役		
29	交通		山形鉄道(株)	代表取締役社長		
30			(一社)山形県ハイヤー協会	理事		
31	教育文化		長井文化財保護協会	会長		
32			山形工科短期大学校	学校長		
33	医療福祉		(福)長井市社会福祉協議会	会長		
34	開発・整備		(一社)西置賜建設業協会	会長		
35			大和不動産(株)	代表取締役		
36	治安・防災		長井警察署	署長		
37	環境・コミュニティ	本町・中央まちづくり協議会	会長			
38		長井市宮・小桜街区まちづくり協議会	会長			
39		長井駅前通りまちづくり協議会	会長			
40		長井駅前通りまちづくり協議会	理事			
41	地域メディア	(株)山形新聞社長井支社	支社長			
42		日本・アルカディア・ネットワーク(株)	代表取締役			

【アドバイザー】

43	教育文化	15条8項	山形大学学術研究院	教授	
44	関係行政機関	15条7項	東北経済産業局商業・流通サービス産業課	課長	
45			東北地方整備局建政部都市・住宅整備課	課長	
46			山形県置賜総合支庁	西置賜地域振興局長	
47			山形県産業労働部商業・県産品振興課	課長	
48			山形県県土整備部都市計画課	課長	
49	中小機構		中小企業基盤整備機構高度化事業部まちづくり推進室	室長	

※法令根拠について(中心市街地活性化法)

「15条1項」:協議会を組織する者(経済活力向上と都市機能増進の両者が共同で組織)

「15条4項」:協議会に参加することができる者(事業実施者、認定地域関係者、市)

「15条8項」:協議会に協力を求められる者(法定外構成員)

「15条7項」:協議会に協力を求められる者(関係行政機関、中小機構)

(4) 長井市中心市街地活性化協議会規約

長井市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 長井商工会議所及び中心市街地整備推進機構たる一般財団法人置賜地域地場産業振興センターは、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「長井市中心市街地活性化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を長井商工会議所に置く。

(目的)

第4条 協議会は、長井市中心市街地活性化における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、必要な事項を協議し、長井市の中心市街地活性化基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 長井市が作成する法第9条第1項に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)並びに法第9条10項に規定する認定基本計画(以下「認定基本計画」という。)及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に係る事業に関すること

(構成)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 長井商工会議所
- (2) 一般財団法人置賜地域地場産業振興センター
- (3) 長井市
- (4) 法第15条第4項に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認められる者

(組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、委員及び監事をもって組織する。

(役員)

第8条 会長は、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員)

第9条 委員は、第6条各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにアドバイザーを委嘱することができる。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上から会議の招集請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会等の設置)

第13条 協議会は、必要に応じ、幹事会、部会などの下部組織（以下「幹事会等」という。）を置くことができる。

(会計)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金及び補助金その他の収入により負担するものとする。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

- 第17条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 2 協議会が解散した場合には、協議会の支出は解散の日をもって打ち切り、長井商工会議所がこれを清算する。

(補足)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成26年7月29日から施行する。
- 2 協議会設立時の委員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(5) 長井市中心市街地活性化基本計画（案）に対する協議会の意見

令和2年12月10日

長井市長 内谷 重治 様

長井市中心市街地活性化協議会

会 長 加 藤 眞 佐 夫

長井市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書の提出について

長井市中心市街地活性化協議会は、中心市街地活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、長井市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を別紙の通り提出いたします。

長井市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

長井市が策定した長井市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」という。）については、市と長井市中心市街地活性化協議会が数次にわたる協議・検討を重ねたうえでまとめられたものであり、その内容に概ね同意するものであります。

なお、基本計画案の遂行においては、下記の事項について特段の配慮をいただきたく意見を申し述べます。

記

1. 基本計画案の各事業を実施するに当たり、内閣府をはじめ関係省庁及び関係機関・団体、民間事業者との連携を緊密にし、また、まちづくりに携わる団体等の人材育成と事業の連携を図り、円滑な事業が遂行されるようにすること。
2. 事業の進捗状況、成果等について適宜報告を行うとともに、事業内容の見直しや新たな事業の追加等が生じた場合には、速やかに協議を行うこと。
3. 中心市街地外区域との交通利便性について一層の改善を図る一方、地区ごとの役割の明確化と連携強化を推進すること。
4. 若者や客観的な視点を有する者など、多様な主体を巻き込みながらも、それら独自の発想を柔軟に取り入れることで、情報発信力や情報活用能力を高めつつ、関係人口を活かした集客力の高い環境を整備していくこと。
5. 国が重要文化的景観区域と定める最上川上流域における町場景観は、生業（なりわい）と共に現代まで受け継がれてきた景観であることから、特に小規模事業者の事業承継や持続的発展の支援、起業・創業支援に注力することで活性化の目標が達成されるよう事業展開を図ること。

以上

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 統計的データによる客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 地域の現状に関する統計的なデータ」において、統計的データの把握・分析を記載している。

② 地域住民のニーズによる客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握」において、地域住民のニーズの把握・分析を記載している。

③ 前計画の総括による客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] 前中心市街地活性化基本計画に基づく取り組みの実施状況と検証」において、前計画における状況の把握・分析を記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 5 商店街

長井市には中心市街地に5つの商店街があり、各商店街が地域住民や行政と一体となった取り組みを行っており、地域の活性化や賑わい創出に繋がっている。

② やまがたアルカディア観光局

長井市・南陽市・白鷹町・飯豊町の2市2町で組織された「やまがたアルカディア観光局」は、当地域の観光地域づくりを推進するため、地域の多様な事業者や住民が一体となり、豊かな地域資源を活用した滞在交流型観光等を企画・運営し、広く地域の魅力を発信するとともに、地域資源の磨き上げと来訪者の受入システムを構築することで、持続的な活力ある地域の発展に寄与することを目的としている事業者であり、まちへ人の流れをつくる取り組みを行政と一体となって行っている。